

(実施基準)

第1 総括的事項

1 一般的基準

- (1) 本事業は、地域の実情に応じつつ、国庫補助事業やその他の関連する事業との連携のもとに計画的、総合的に実施する。この場合において、市町村長は、それぞれの事業間の相互連携に十分配慮するとともに、関係機関・団体等との密接な連携のもとに、事業実施主体等に対して必要な助言及び指導を行う。
- (2) 補助対象事業費は、当該事業の対象地域の実情に即した適正な価格により算定し、施設・機械整備等の事業規模については、事業目的に合致する程度とする。
- (3) 事業実施主体が、自費若しくは他からの助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めない。
- (4) 事業内容が、国庫補助事業等他の事業で対象となる場合には、それらを優先的に活用する。
- (5) 補助対象事業費の低減を図るため、適切と認められる場合には、事業実施主体は直営施行を行うことができる。
- (6) 補助対象事業は、1カ所又は1施設の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。
- (7) 施設の整備に当たっては、既存類似施設との調整に努める。
- (8) 事業の着手は補助金の交付決定に基づき行うものとする。

2 施設・機械について

施設・機械の整備については、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 補助の対象とする施設・機械は、新品のものとする。ただし、既存の施設・機械の有効利用、事業費の低減等の観点からみて適当と認められる場合には、古品の利用を推進するものとする。
なお、この場合の古品については、適正な耐用年数を有するものとする。
- (2) 補助対象とする施設・機械は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (3) 施設・機械のうち、農林水産業生産活動の範囲以外にも供用できるものは原則として補助対象としない。
- (4) 既存の施設・機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助対象としないものとする。

3 事業実施設計書の作成（施設・機械等を整備する事業）

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき補助対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続きを行って事業の施行方法等を決定した上で、事業実施設計書を作成する。
- (2) 実施設計費は、実施設計に必要な調査費及び実施設計に直接的に必要な費用とし、当該設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。
なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。
- (3) 工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い直接必要とする別表第1に掲げる費用であって、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の実施態様に応じて積算するものとする。
- (4) 請負施行の場合は、事業実施設計書の作成に当たって、公正な補助事業の執行が確保さ

れるよう、事業実施主体と利害関係がない（資本面、人事面、縁故面）と認められる者に請け負わせて、作成する。

ただし、製造請負工事に係る事業実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続きを行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に事業実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成する。

（別表第1）工事雑費

区 分	内 容
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	普通旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料、雑役務費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械の借料及び損料

第2 事業実施に関する事項

- 1 水田園芸拠点づくり計画策定支援、体制づくり支援のうち3、チャレンジ支援
別表1の1、2、3及び8の補助対象経費は（別表第2）に掲げるとおりとする

（別表第2）補助対象経費の内容

区 分	内 容
報 償 費	講師謝礼、視察料
旅 費	普通旅費（団体職員の旅費は対象としない）
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、資料費、食糧費（事業遂行上特に必要なものに限る）
役 務 費	通信運搬費、手数料
委 託 料	各種調査研究の委託料
使用料及び賃借料	建物、機械・器具、自動車等の借り上げ料 及び損料
原 材 料 費	実験・実証材料費、加工用原材料費、工事用材料費
備 品 購 入 費	資料として必要な図書等の購入経費
負 担 金	研修負担金、イベント等参加負担金
そ の 他	上記以外のもので事業遂行上特に必要と思われる費用

- 2 水田園芸拠点体制づくり支援のうち4、5（2）、6、7、ハウス等整備支援

施設等整備の施行方法は直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかによるものとし、事業実施主体は、その施行方法ごとに、それぞれ次に掲げる事項に留意して、適正に事業を施行する。

なお、1事業は1施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、1事業を、工種又は施設等を明確に区分して、2つの施行方法により施行することができる。

（1）直営施行

補助事業の対象となるのは、工事材料費、機械器具費、労務費（外部委託に係る部分のみ。）、機械借損料及び工事雑費のほか実施設計費（外部委託の場合に限る。）であり、諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は対象としない。外部から調達する物資の積算については請負施行に係る支給品費の取扱に準じる。

実施に当たっては、事業実施主体は、事業実施設計書に基づき、直接材料の購入を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図る。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払う。

（２）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、事業実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させ、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期する。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、事業実施主体で競争入札に付しがたい場合は、事業を実施する市町村の規程を準用することとし、市町村は、業務の執行にあたり、適時適切な指導を行うこととする。

また、競争入札の結果、落札に至らない等一定の要件を備えた場合にあっては、随意契約によることができる。

一般競争入札に付しがたい場合、事業実施主体は、その理由および契約の方法を様式第9号により、市町村長に事前に届け出を行い、市町村長は、農林水産振興センター（隠岐支庁にあっては農林局。以下同じ。）を経由して知事に届け出たうえで、入札及び契約するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を様式第9号の2により、市町村長に報告するものとする。市町村長は、農林水産振興センター（隠岐支庁にあっては農林局。以下同じ。）を経由して知事に報告するものとする。

さらに、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者及び入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表すること。（市町村ホームページでの公表も可）

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事に関する一切の事項を処理させる。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、必要に応じて工事の記録等を行わせる。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了した時は、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受ける。

この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受ける。

（３）委託施行

委託施行については、請負施行にできない明確な理由がある場合にのみ対象とする。

その実施においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に、事業実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行う。また、委託施行とする場合は、第1の3の(1)に定める総会等の議決等所要の手続きを行う。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行う。

また、事業の委託に係る契約については、「委託費の事務取扱について」(昭和39年3月26日付け39経第870号農林事務次官依命通知)に準じて、適正に行うこと。

(4) 機械・機器整備の施行方法

機械・機器整備の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、事業実施主体で競争入札に付しがたい場合は、事業を実施する市町村の規程を準用することとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない等一定の要件を備えた場合にあっては、随意契約によることができる。

なお、市町村は、業務の執行にあたり、適時適切な指導を行うこととする。一般競争入札に付しがたい場合、事業実施主体は、その理由および契約の方法を様式第9号により、市町村長に事前に届け出を行い、市町村長は、農林水産振興センターを経由して知事に届け出たうえで契約を実施するものとする。

おって、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を様式第9号の2により、市町村長に報告するものとする。市町村長は、農林水産振興センターを経由して知事に報告するものとする。

さらに、事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、競争入札の場合は全入札者および入札金額を、随意契約の場合は契約の相手方及び契約金額を閲覧の方法により公表すること。(市町村ホームページでの公表も可)

(5) 書類の整備及び保管

事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管する。

第3 補助対象事業費の内容、構成及び積算について

1 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、施設・機械・機器の整備にあっては、別表第3を標準とする。

2 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

なお、1事業が2つの施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算する。

(1) 工事費

ア 積算の方法

① 工事費は、現地の実情に即した適正な現地実行価格による。なお、単価の根拠については摘要欄に明記することとし、必要と判断される場合は算出根拠資料を添付する。

② 建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算し、更に直接工事費は、事業実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設

備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算する。

この場合において、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができる。

イ 支給品費（請負・委託）

- ① 支給品費は、事業実施主体が、支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上する。
- ② 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額による。
- ③ 支給を行う場合は、当該工事材料等を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、当該工事材料を支給品費として積算できる。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行う。

エ 諸経費

- ① 諸経費は、請負施行において請負人等が必要とする別表第5に掲げる現場管理費及び別表第6に掲げる一般管理費等とする。
- ② 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算する。
- ③ 直営施行の場合、諸経費については、計上しない。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算し、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

第4 補助対象事業により整備した機械等の管理運営等について

事業実施主体は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した施設整備、機械・機器整備（以下「施設・機械等」という。）を、次に掲げるところにより、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること。

1 管理主体

施設・機械等の管理は、原則として事業実施主体が行う。

2 管理の方法

- (1) 事業実施主体は、その管理する施設・機械等について、所定の手続きを経て管理規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設・機械等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努める。
- (2) 管理規程には、次に掲げる事項のうち施設・機械等の種類に応じ必要な項目を明記する。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名及び管理責任者の役職並びに氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 保全に関する事項

- ク 償却に関する事項
- ケ 管理運営の収支計画に関する事項
- コ その他必要な事項

(3) 事業実施主体は、施設・機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設・機械等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存する。

3 増築、模様替え、処分等の手続き

- (1) 事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行おうとするときは、あらかじめ知事に協議する。
- (2) 事業実施主体は、施設・機械等について、その処分制限期間内に社会経済的情勢の変化等により、当該補助金の交付の目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになった場合であって、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）第 13 条に基づく財産処分として、当該施設、機械等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 上記（2）に規定する手続きは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うこととする。

第 5 事業の推進体制

1 市町村段階

市町村長は、関係機関・団体の協力を得つつ、地域の自主性と創意工夫に十分配慮した指導・助言を行うなど、事業の効果的・効率的な推進に努める。

2 県地方機関段階

隠岐支庁長、農林水産振興センター所長は、地域の実態に即し、かつ、補助事業者の自主性と創意工夫を活かした事業の効果的な推進が図られるよう努めるとともに、国庫補助事業等他事業との有機的な連携に配慮しながら、事業を機動的かつ適正に推進する。

3 本庁の助言等

本庁では、事業により市町村の特色ある産業育成が図られるよう助言に当たるとともに、事業成果の検証及び分析を行う。

第 6 事業の管理運営

- 1 県及び市町村は、事業の実施に当たっては、事業実施主体に対し、施設・機械等の適正な価格、導入方法により整備するよう指導する。
- 2 県及び市町村は、事業実施主体が当該補助事業によって整備した施設・機械等を適正に管理するよう指導する。